

各 位

会 社 名	株式会社アプラスフィナンシャル
代 表 者 名	代表取締役社長 野口 郷司
(コード番号	8 5 8 9 大証第一部)
本 社 事 務 所	東京都新宿区新小川町 4 番 1 号
問 合 せ 責 任 者	執 行 役 員 企業戦略部長 磯野 浩伸

## 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について、本年 6 月 28 日開催予定の第 57 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、定款の一部変更については、普通株主、B 種優先株主、D 種優先株主、G 種優先株主及び H 種優先株主に係る各種類株主総会に付議することを併せて決議しております。

### 記

#### I. 単元株式数の変更について

##### 1. 変更の理由

全国証券取引所が、投資家の利便性向上を図るため売買単位を 100 株へ集約することを目的に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を 500 株から 100 株に変更するものであります。

##### 2. 単元株式数の変更の内容

普通株式及び各種の種類株式の単元株式数を 500 株から 100 株に変更する。

##### 3. 変更予定日

平成 24 年 7 月 1 日

##### 4. 変更の条件

平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 57 回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件としております。

(参考) 上記変更に伴い、平成 24 年 7 月 1 日をもって、大阪証券取引所における売買単位も 500 株から 100 株に変更されます。

#### II. 定款の一部変更について

##### 1. 変更の理由

- (1) 資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）に対応するため、定款第 2 条の事業目的を一部変更するものであります。

(変更定款案第 2 条)

- (2) 上記のとおり、単元株式数を 500 株から 100 株に変更するものであります。

(変更定款案第 8 条、第 12 条の 2、第 12 条の 3、第 12 条の 4 及び附則)

- (3) 株式会社新生銀行との業務・資本提携直後の平成 17 年 2 月 28 日に発行された D 種優先株式につきましては、発行から 7 年が経過し、これまで年率 4% であった配当率が平成 24 年 4 月以降は増加することや、未払配当金が将来に渡り繰り越される累積型であることなど、配当条件などにおいて他の優先株式とは異なる特徴を有しております。

D種優先株式を発行して以降の事業環境は、貸金業法や割賦販売法などの業法改正や、決済手段の多様化に伴う業界内の競争激化など、急速に変化してまいりました。また、金融資本市場におきましても、米国のサブプライム問題に端を発した世界的な金融危機や、依然動揺が続く欧州債務問題などの影響により、不透明感のより強い状況となってまいりました。

当社グループにおきましては、株式会社新生銀行を中心とする安定的な資本構成のもと、業法改正に対応し、事業構造の抜本的な転換にいち早く取り組み、主力のクレジットカード事業やショッピングクレジット事業を中心に、安定的な事業基盤の構築に努め、一定の成果を挙げてまいりました。

今後につきましても、安定した事業基盤をベースに、既存の事業を複合的に発展させる形で、新たなビジネスモデルの構築に努める所存であります。そのためには、財務基盤の一層の強化を図ることが必要と判断し、D種優先株式の条件を見直し、現在の事業環境に即した内容に変更するものであります。また、D種優先株式の条件変更に伴う所要の変更及び誤字の訂正を行うものであります。

(変更定款案第12条、第12条の2、第12条の3、第12条の4及び第12条の5)

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程（予定）

定時株主総会	平成24年6月28日
普通株主に係る種類株主総会	平成24年6月28日
B種、D種、G種及びH種優先株主に係る種類株主総会（書面決議）	平成24年6月28日
定款変更の効力発生日	平成24年6月28日（ただし、単元株式数の変更を除く。）

なお、本件は、定時株主総会において承認されること、ならびに、普通株主、B種優先株主、D種優先株主、G種優先株主及びH種優先株主による各種類株主総会において関連する議案が承認されることを条件とします。

以 上

本件に関する報道機関からの問い合わせ先 企業戦略部 TEL 03-5229-3986 金崎

現行定款	変更定款案
<b>第1章 総 則</b>	<b>第1章 総 則</b>
<p>第2条 (目 的) 当社は、下の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～7. (省略)</p> <p>8. <u>前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)第2条第4項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第5項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務。</u></p> <p>9.～15. (省略)</p>	<p>第2条 (目 的) 当社は、下の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～7. (現行のとおり)</p> <p>8. <u>自家型及び第三者型前払式支払手段の発行及び販売業務。</u></p> <p>9.～15. (現行のとおり)</p>
<b>第2章 株 式</b>	<b>第2章 株 式</b>
<p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、全部の種類株式について、<u>500株</u>とする。</p>	<p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、全部の種類株式について、<u>100株</u>とする。</p>
<p>第12条 (B種優先株式) (省略)</p> <p>(B種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)<u>又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株式又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>2.～10. (省略)</p>	<p>第12条 (B種優先株式) (現行のとおり)</p> <p>(B種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)<u>又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>②～③ (現行のとおり)</p> <p>2.～10. (現行のとおり)</p>
<p>第12条の2 (D種優先株式) (省略)</p> <p>(D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)<u>又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、G種優先株式を有する株主(以下「G種優先株主」という。)<u>若しくはG種優先株式の登録株式質権者(以下「G種優先登録株式質権者」という。)</u>及びH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)<u>若しくはH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。)</u>又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>④ 2005年3月31日に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として2,000円(以下「D種清算価値」という。))に4%を乗じた金額に、当該D種優先株式の発行日(同日を含む。))から2005年3月31日(同日を含む。))までの実日数で日割計算(365日)して算出された金額を支払う。 2005年4月1日(同日を含む。))から2012年3月31日(同日を含む。))までの間に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額の4%に相当する額を支払うものとする。</p>	<p>第12条の2 (D種優先株式) (現行のとおり)</p> <p>(D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)<u>又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、G種優先株式及びH種優先株式を除く。以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>②～③ (現行のとおり)</p> <p>④ 2005年3月31日に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として2,000円(以下「D種清算価値」という。))に4%を乗じた金額に、当該D種優先株式の発行日(同日を含む。))から2005年3月31日(同日を含む。))までの実日数で日割計算(365日)して算出された金額を支払う。 2005年4月1日(同日を含む。))から2012年3月31日(同日を含む。))までの間に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額の4%に相当する額を支払うものとする。 <u>2012年4月1日(同日を含む。))から2019年3月31日(同日を含む。))までの間に終了する各事業年度(ただし、2013年3月31日(同日を含む。))に終了する事業年度を除く。)</u>に関しては、1株につきD種優先配当金として、<u>D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値に1.5%を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。</u> 2013年3月31日(同日を含む。))に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値に2.313%を乗じて算出される額に相当する金</p>

現行定款	変更定款案
<p>2012年4月1日以降に終了する各事業年度に関しては、各事業年度の1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額にD種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。</p> <p>「D種優先株式増加配当率」の定義は、(i)直近の4月1日及び10月1日(ただし、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ当該レートが存在する日(以下「ロンドン営業日」という。))でない場合には翌ロンドン営業日のロンドン時間午前11時現在の円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(6ヶ月円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(取得できない場合は代替ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)4%からD種優先株式発行日の2東京営業日(東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。))前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される期間7年に対応するスワップ・レート(以下かかるスワップ・レートを「D種発行日スワップレート」という。)を差し引いた率及び(iii)1.5%を合計した率とする。D種優先株式増加配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>(累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする。 累積未払配当金はD種優先配当金及びD種優先株式に劣後する株式に先立って支払われるものとする。</p> <p>3. (省略)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>4. 当会社の残余財産を分配するときは、D種優先株式に劣後する株式の株主若しくは登録株式質権者に先立ち、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、D種優先株式1株につき1株当たりのD種優先株式取得価格(第9項に定義する。)を支払う。</p> <p>② (省略)</p> <p>(議決権)</p> <p>5. D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会るときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでD種優先株式500株あたり1議決権を有する。</p> <p>② 当会社は、法令の定めに従い、毎年定時株主総会に、D種優先株式の優先配当の支払いに関する議案を提出するものとする。</p> <p>6. ～7. (省略)</p> <p>(D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. D種優先株主は、2012年4月1日ならびにこれ以降の各年の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日(以下本項において「取得日」という。)において、下記条件により、その有するD種優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、当会社の普通株式を交付するよう請求することができる。</p> <p>② 前号の請求により、D種優先株式を当会社が取得し、これと引換えに当会社が当該株主に交付すべき当会社の普通株式数は、D種優先株主が取得請求のために提出したD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端</p>	<p>金を支払うものとする。</p> <p>2019年4月1日以降に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値にD種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。</p> <p>「D種優先株式増加配当率」の定義は、(i)直近の4月1日及び10月1日(ただし、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。))でない場合には翌ロンドン営業日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からD種優先株式条件変更日(以下に定義)の2東京営業日(東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。))前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される期間7年に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。)(以下かかるスワップ・レートを「D種発行日スワップ・レート」という。)を差し引いた率及び(iii)1.5%を合計した率とする。D種優先株式増加配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>(非累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>4. 当会社の残余財産を分配するときは、D種優先株式に劣後する株式の株主若しくは登録株式質権者に先立ち、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、D種優先株式1株につき(i)D種清算価値、(ii)D種最終配当金額(以下に定義)、及び(iii)2019年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、D種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、D種最終配当金額及びD種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(議決権)</p> <p>5. D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会るときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでD種優先株式100株あたり1議決権を有する。 (削除)</p> <p>6. ～7. (現行のとおり)</p> <p>(D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. D種優先株主は、2015年6月1日以降いつでも、下記条件により、その有するD種優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、当会社の普通株式を交付するよう請求することができる。</p> <p>② 前号の請求により、D種優先株式を当会社が取得し、これと引換えに当会社が当該株主に交付すべき当会社の普通株式数は、D種優先株主が取得請求のために提出したD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未</p>

現行定款	変更定款案
<p>数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(1) D種優先株式交付価額  取得日における交付価額は、当該取得日に先立つ45取引目日に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における普通株式の取引日(以下本項において「算出期間」という。)における各取引日の出来高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として大阪証券取引所において公表される価格(大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値(気配表示を含む。)とする(以下VWAP価格及びこれに代替する数値を「参照価格」という。))の単純平均価格に相当する金額とする(以下「D種優先株式交付価額」という。)。ただし、D種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(2) 参照価格の調整  (イ) 上記D種優先株式交付価額の算出にあたっては、算出期間の初日(同日を含む。)から関連する取得日(同日を含む。)までの期間(以下「調整期間」という。)において、下記の公式で計算すると参照価格が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)(ロ)に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。)、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、かかる発行若しくは交付以前の当該調整期間にかかる各取引日の参照価格は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後参照価格」という。)。調整後参照価格は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後参照価格} = \text{調整前参照価格} \times \frac{\text{発行前のみなし発行済み普通株式数} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}}{\text{発行後のみなし発行済み普通株式数}}$ <p>「のみなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後(上記のとおり、調整期間中に発行若しくは交付される、又はそのようにみなされる当社の普通株式も含む。)の発行済み普通株式数(普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。)を意味するものとするが、当社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。</p> <p>「当社の受領対価」とは、該当する当社の普通株式の発行若しくは交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、それらの行使により、当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。</p> <p>「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、時価の決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値(気配表示を含む。)(終値のない日は除く。)、(ii)普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。</p> <p>(ロ)新株予約権の発行  当社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式</p>	<p>満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(1) D種優先株式交付価額  当初のD種優先株式交付価額は、当社にD種優先株式の条件変更を認める当社の定款の変更を株主が決議した日(2012年6月28日、以下「D種優先株式条件変更日」という。)の直前の取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値(気配表示を含む。)とする(以下「D種優先株式交付価額」という。)。ただし、D種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(2) D種優先株式交付価額の調整  (イ) 下記の公式で計算するとD種優先株式交付価額が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)(ロ)に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。)、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、D種優先株式交付価額は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後D種優先株式交付価額」という。)。調整後D種優先株式交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後D種優先株式交付価額} = \text{調整前D種優先株式交付価額} \times \frac{\text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}}$ <p>「のみなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後の発行済み普通株式数(普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。)を意味するものとするが、当社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。</p> <p>「当社の受領対価」とは、該当する当社の普通株式の発行若しくは交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、それらの行使により、当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。</p> <p>「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、調整後D種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値(気配表示を含む。)(終値のない日は除く。)、(ii)普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。</p> <p>(ロ)新株予約権の発行  当社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式</p>

現行定款	変更定款案
<p>の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付を、当該新株予約権、その他同様の権利を行使により発行可能若しくは交付可能な普通株式の発行若しくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行若しくは交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、<u>あるいは</u>その他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行若しくは交付されたものとみなす。</p> <p>(ハ)株式分割 株式分割によって普通株式が発行された場合、上記参照価格の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。</p> <p>(ニ)配当その他の分配 当会社が、<u>調整期間中に</u>、普通株式に関し、配当を支払若しくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合(ただし、本項において該当しないとされる株式分割及び株式配当を除く。)、D種優先株式取得価額はかかる配当の1株あたり金額(若しくは現金以外による配当若しくは分配の場合において、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株あたりの公正市場価格)に相当する額を減額する。</p> <p>(ホ)その他取締役会が定める調整 本項(2)(イ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(ii)普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、(iii)参照価格を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後参照価格の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断する参照価格に調整されるものとする。</p> <p>(ヘ)解釈 この本項に不明瞭な点がある場合、又は取得価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当会社の取締役会が参照価格の調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、この本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときに参照価格を調整する権利を有するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(当会社による取得条項) 9. 当会社は、2010年4月1日(同日を含む。)以降随時、取締役会の決議により定める日(以下本項において「取得日」という。)をもって、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みD種優先株式の全て若しくは一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式1株につき、D種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。 「D種優先株式取得価格」は、(i)D種清算価値、(ii)取得の対象となるD種優先株式にかかる累積未払配</p>	<p>の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付を、当該新株予約権、<u>普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)</u>、又はその他同様の権利を行使により発行可能若しくは交付可能な普通株式の発行若しくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行若しくは交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、<u>普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)</u>、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行若しくは交付されたものとみなす。</p> <p>(ハ)株式分割 株式分割によって普通株式が発行された場合、上記D種優先株式交付価額の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。</p> <p>(ニ)配当その他の分配 当会社が、普通株式に関し、配当を支払若しくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合(ただし、本項において該当しないとされる株式分割及び株式配当を除く。)、D種優先株式取得価額はかかる配当の1株あたり金額(若しくは現金以外による配当若しくは分配の場合において、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株あたりの公正市場価格)に相当する額を減額する。</p> <p>(ホ)その他取締役会が定める調整 本項(2)(イ)乃至(ニ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(ii)普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、(iii)<u>D種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後D種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するD種優先株式交付価額に調整されるものとする。</u></p> <p>(ヘ)解釈 この本項に不明瞭な点がある場合、又はD種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当会社の取締役会がD種優先株式交付価額の調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、この本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにD種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。 (当会社の普通株式を対価とする取得条項) 9. 当会社は、2015年6月1日(同日を含む。)から2017年5月31日(同日を含む。)までの期間、当会社の取締役会決議により定める日をもって、D種優先株主及びD種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みD種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数の当会社の普通株式を交付することができる。ただし、当会社の普通株式の時価(上記通知の送付日付で前項第2号(2)(イ)に定めるところに従い計算されたもの。)がその時点で有効なD種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限り。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。 ② D種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。 (当会社による取得条項) 10. 当会社は、いつでも(ただし、2017年6月1日以降に限る。)、取締役会の決議により定める日(以下本項において「取得日」という。)をもって、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みD種優先株式の全て若しくは一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式1株につき、D種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。 「D種優先株式取得価格」は、(i)D種清算価値、(ii)D種最終配当金額(以下に定義)及び(iii)2019年3月</p>

現行定款	変更定款案
<p>当金、(iii)最終配当金額(以下に定義)及び(iv)2012年3月31日以前に取得が行われる場合においては、D種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額とする。</p> <p>「最終配当金額」とは、(i)2012年3月31日以前においては、D種清算価値に4%を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額、又は、(ii)2012年4月1日以降においては、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)で特定された金額からは、かかる最終配当金額が計算される事業年度において支払われた全ての中間配当金額が差し引かれるものとする。</p> <p>「D種早期取得費」とは、(i)D種清算価値に、(ii)D種発行日スワップレートから取得日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される、取得日から2012年3月31日までの期間(本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップレート(取得日が2011年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在の円貨ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ベース))として、Telerate Systemsスクリーン3750ページ(取得できない場合は代替ページ)に表示される数値とする。)(対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率は0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から2012年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。なお、D種優先株式取得価格、最終配当金額及びD種早期取得費は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>② (省略)</p> <p>(株主による取得請求)</p> <p>10. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株主は、D種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。</p> <p>② 前号にかかる取得価格は、1株につき当該請求によって行われるD種優先株式の取得の取得日に有効なD種優先株式取得価格に相当する額とする。</p> <p>(株主による取得請求及び当該取得と引換えに交付される普通株式又は金銭)</p> <p>11. <u>当会社の、ある事業年度末若しくは第2四半期末における純資産額が560億円を下回り、かかる事実を示す当該事業年度末若しくは第2四半期末における財務諸表が決算短信若しくは第2四半期決算短信において公表された場合には、D種優先株主は、当該財務諸表の公表後30日以内、又は、当該事業年度末若しくは第2四半期末から90日以内に決算短信若しくは第2四半期決算短信が公表されなかった場合には、当該90日の経過後30日以内(以下本項において上記各期間を「請求期間」という。)に、当会社に対して通知をすることにより、当会社に対して、法律によって許容される範囲で、当会社の選択により(i)D種優先株式を取得し当該取得と引換えに普通株式を交付すること、又は(ii)D種優先株式を取得し当該取得と引換えに金銭を交付すること、のいずれかを行うことを請求することができる。</u></p> <p>② 前号(i)により普通株式が交付される場合は、本条第8項の取得日を請求期間満了後16営業日以内で当会社の取締役会で定める日と読替えて算出されるD種優先株式交付価額で、請求されたD種優先株式のD種清算価値の総額を除いて得られる数の当会社の普通株式を交付するものとする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを</p>	<p>31日以前に取得が行われる場合においては、D種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額とする。</p> <p>「D種最終配当金額」とは、(i)取得日が2019年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、D種清算価値に1.5%を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額、又は、(ii)取得日が2019年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)で特定された金額からは、かかるD種最終配当金額が計算される事業年度において支払われた全てのD種優先中間配当金額が差し引かれるものとする。</p> <p>「D種早期取得費」とは、(i)D種清算価値に、(ii)D種発行日スワップ・レートから取得日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得日から2019年3月31日までの期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)(取得日が2018年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ベース))として、Telerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得費用計算期間に対応する数値とする。)(対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率は0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から2019年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。なお、D種優先株式取得価格、D種最終配当金額及びD種早期取得費は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(株主による取得請求権)</p> <p>11. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株主は、D種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。</p> <p>② 前号にかかる取得価格は、1株につき当該請求によって行われるD種優先株式の取得日に有効なD種優先株式取得価格に相当する額とする。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更定款案
<p>切り捨て、現金による調整を行わない。</p> <p>③ 第1号(ii)によりD種優先株式が当会社により取得され当該取得と引換えに金銭が交付される場合には、当該D種優先株式の取得と引換えに請求期間満了後16営業日以内で当会社の取締役会で定める日におけるD種優先株式取得価格相当額の金銭が交付されるものとする。この場合、取得請求されたD種優先株式の一部について金銭の交付をすることは、D種優先株式の持株比率に応じた按分比例方式(端数について抽選)により行い、金銭の交付がなされない部分については、当該取得と引換えに前号に従って算出される数の普通株式が交付されるものとする。</p> <p>12. (省略)</p>	<p>12. (現行のとおり)</p>
<p>第12条の3 (G種優先株式) (省略)</p> <p>1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (省略)</p> <p>2. ～5. (省略) (議決権)</p> <p>6. G種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、G種優先株主は、定時株主総会にG種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでG種優先株式500株あたり1議決権を有する。</p> <p>7. (省略) (G種優先株式の取得)</p> <p>8. 当会社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降いつでも、G種優先株式を取得することができる。</p> <p>9. ～10. (省略) (金銭を対価とする取得条項)</p> <p>11. 当会社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降いつでも(ただし、2013年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、G種優先株主及びG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式1株につき、G種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。 「G種優先株式取得価格」とは、(i)G種清算価値、(ii)G種最終配当金額(以下に定義)、及び(iii)2015年3月31日以前に取得が行われる場合においては、G種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を意味する。 「G種最終配当金額」とは、(i)取得日が2015年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii)取得日が2015年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値にその時点で有効なG種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのG種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p>	<p>第12条の3 (G種優先株式) (現行のとおり)</p> <p>1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式を有する株主(以下「G種優先株主」という。)又はG種優先株式の登録株式質権者(以下「G種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>2. ～5. (現行のとおり) (議決権)</p> <p>6. G種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、G種優先株主は、定時株主総会にG種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでG種優先株式100株あたり1議決権を有する。</p> <p>7. (現行のとおり) (G種優先株式の取得)</p> <p>8. 当会社は、いつでも、G種優先株式を取得することができる。</p> <p>9. ～10. (現行のとおり) (金銭を対価とする取得条項)</p> <p>11. 当会社は、いつでも(ただし、2013年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、G種優先株主及びG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式1株につき、G種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。 「G種優先株式取得価格」とは、(i)G種清算価値、(ii)G種最終配当金額(以下に定義)、及び(iii)2015年3月31日以前に取得が行われる場合においては、G種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を意味する。 「G種最終配当金額」とは、(i)取得日が2015年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii)取得日が2015年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値にその時点で有効なG種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのG種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p>



現行定款	変更定款案
<p>「G種早期取得費」とは、(i)G種清算価値に、(ii)G種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得日から2015年3月31日までの期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)(ただし、取得日が2014年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から2015年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、G種優先株式取得価格、G種最終配当金額及びG種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>② (省略) (金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、<u>D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降</u>、G種優先株主は、G種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。</p> <p>② (省略)</p> <p>13. (省略)</p>	<p>「G種早期取得費」とは、(i)G種清算価値に、(ii)G種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得日から2015年3月31日までの期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)(ただし、取得日が2014年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から2015年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、G種優先株式取得価格、G種最終配当金額及びG種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>② (現行のとおり) (金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、G種優先株主は、G種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>13. (現行のとおり)</p>
<p>第12条の4 (H種優先株式) (省略)</p> <p>(H種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (省略)</p> <p>2. ～5. (省略) (議決権)</p> <p>6. H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでH種優先株式500株当たり1議決権を有する。</p> <p>7. (省略) (H種優先株式の取得)</p> <p>8. 当社は、<u>D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降</u>いつでも、H種優先株式を取得することができる。</p> <p>9. ～10. (省略) (金銭を対価とする取得条項)</p> <p>11. 当社は、<u>D種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降</u>いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当社の取締役会の決議により定める日(以</p>	<p>第12条の4 (H種優先株式) (現行のとおり)</p> <p>(H種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)(又はH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。))に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>2. ～5 (現行のとおり) (議決権)</p> <p>6. H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでH種優先株式100株当たり1議決権を有する。</p> <p>7. (現行のとおり) (H種優先株式の取得)</p> <p>8. 当社は、いつでも、H種優先株式を取得することができる。</p> <p>9. ～10. (現行のとおり) (金銭を対価とする取得条項)</p> <p>11. 当社は、いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。))をもって、H種優先</p>

現行定款	変更定款案
<p>下、本項において「取得日」という。)をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</p> <p>「H種優先株式取得価格」とは、(i)H種清算価値、(ii)H種最終配当金額、及び(iii)2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。</p> <p>「H種最終配当金額」とは、(i)取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii)取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p> <p>「H種早期取得費」とは、(i)H種清算価値に、(ii)H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得日から2016年3月31日までの期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)(ただし、取得日が2015年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から2016年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>② (省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式の発行済株式総数が0となった時以降、H種優先株主は、H種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。</p> <p>② (省略)</p> <p>13. (省略)</p>	<p>株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</p> <p>「H種優先株式取得価格」とは、(i)H種清算価値、(ii)H種最終配当金額、及び(iii)2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。</p> <p>「H種最終配当金額」とは、(i)取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii)取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p> <p>「H種早期取得費」とは、(i)H種清算価値に、(ii)H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得日から2016年3月31日までの期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)(ただし、取得日が2015年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から2016年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、H種優先株主は、H種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>13. (現行のとおり)</p>
<p>第12条の5(優先順位)</p> <p>D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はG種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>	<p>第12条の5(優先順位)</p> <p>D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 第8条、第12条の2第5項第1号、第12条の3第6項及び第12条の4第6項の変更は、平成24年7月1日に効力を生ずるものとする。</p> <p>第2条 本附則は、前条の効力発生日をもって削除する。</p>